

平成19年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成19年12月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小	園江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出席議会事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 3 号

平成19年12月12日(水曜日)

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、19番市村博之君、9番村上典男君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

今、村上議員が着席しました。

なお、石川副市長から、本日、ブラジル日本移民100周年記念モニュメント完成披露式典に出席のため欠席届が提出されております。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番萩原瑞子君、14番中澤 猛君を指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

最初に、21番杉山一秀君の発言を許可いたします。

21番（杉山一秀君） さきに通告をしておきました件につき、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に福祉バスの変更についてお尋ねをいたします。

お年寄りの皆さんが便利に利用している福祉バスについて、大変喜んでおりますが、このたび中止になるということを知り、ただただびっくりしております。今、若い世代の人は、日中働きに行っており、お年寄りの方々が用事があるとき、または病院などに行くときなど、なくてはならない存在になっております。

しかし、どのような理由からか、この福祉バスを廃止するという話を聞き及んでおり、皆さん大変驚いております。お年寄りを大切にしようということで始まった福祉バスは、今、車のない人たちの間にまで、大変便利だということで浸透してまいりました。しかし、廃止になれば、お年寄りの足を奪うことになり、なぜか非情とさえ思えてなりません。

優しい笠間市では、まさか廃止するだけではなく、何か代案を考えていると思いますが、その代案をお聞かせいただきたいと思っております。地域の皆さんが、特にお年寄りの皆さんが喜んでもらえるようなことではないかと思われまので、詳しいご説明をお願いいたします。

次に、都市計画道路上町大沢線についてお尋ねをいたします。

北関東自動車道友部インターチェンジから歴史民俗資料館前までの区間は、立派な道路となり、市民の皆様が大変喜んでおります。しかし、この道路の延長、つまり歴史民俗資料館前よりおふるの「はなさか」までの道路ができれば、より便利になると強く望んでおります。中には、大きな笠間市を望んでいたわけではないのですが、仕方なく大合併をしましたが、その中で旧友部町はなぜか後回しのような気がしてならないという方もおります。

聞くところによると、この道路の計画は既に行っていると言っていますが、計画倒れということもあります。多分計画どおりに施行していただけるものと思っておりますが、この計画はいつごろに始まり、いつごろに完成を見るのか。地域の人は、これらを知ることによって安心感が生まれます。この道路の建設をすることは間違いのないと思っておりますが、その状況、つまりいつ始まり、いつごろ完成するのか、ぜひ知りたいと思っておりますので、この事柄について詳しくご説明をお願いいたします。

次に、笠間芸妓組合についてお尋ねをいたします。

ことしも盛大に100周年の菊まつりが始まり、このたび終了いたしました。以前は、120人の芸妓さんがいて、40日間開催される菊まつり中に1年間の生活ができるほどの稼ぎがあったと言われておりました。しかし、今は、たったの十四、五名の芸妓さんとなり、その経営を続けていくのさえ、危ぶまれております。何とかして打開策を見つけなければならぬと、大変困っております。

笠間市は観光のまちと言われており、その一部の役目を果たすのが芸妓さんたちではないかと思ったりもいたします。しかし、先ほど言ったように風前のともしびとなっている現状を見ると、何か手を入れなくてはならないと思っております。その救援対策にはいろいろあると思っておりますが、執行部の皆様の知恵で編み出していただけるものと思っております。

茨城県の中でも、芸妓さんのいるところは余りないと聞き及んでおり、観光地をうたつていけば、全くいなくなるのもまちのためにならないと思ったりもします。

そこでお尋ねをいたします。

この芸妓組合などに救援の道をつけているのか、または今考えている事柄などについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、笠間の菊まつり期間中の道路改修についてお尋ねをいたします。

道路を改修することはとてもいいことだと思いますが、菊まつりになると、あたかも商売繁盛しないようにと悪巧みをしているみたいに、稻荷神社周辺の道路改修が行われており、周辺の住民の方々は困ったことだと口々に叫んでおります。

そこでお尋ねしますが、なぜ菊まつり中に道路の改修をするのか。なぜ菊まつり前後に道路改修ができないのか、大変疑問に思いますので、当局の考え方をお伺いいたします。

次に、岩間駅周辺整備についてお尋ねをいたします。

約28億円という費用をかけて岩間駅周辺の道路が計画をされていることは、だれもが知っていることであります。以前は、岩間町には土地があっても分譲すらできないやぼなところというジククスがありました。つまり、やぼというところをもっと文化的になってほしいということだと思っております。

このたび岩間駅の橋上化が計画されていますが、でき上がったとしても、人間は通れても、車はもちろん、自転車が通れるようにはならないと聞き及んでおります。これでは大変不便ではないかと思ったりもいたします。

このたびの開発では、岩間駅両方からの乗り入れと、岩間駅の裏側、つまり東側は道路の改良や区画整理などが実施されるとのことですが、その開発される進捗状況などについてお伺いいたします。

また、岩間駅の表側、つまり西側は開発の予定がないようですが、なぜ開発しないのか、詳しくお伺いをいたします。

以上5件について質問いたしました。いずれもわかりやすくご説明をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君、わかりやすい答弁をお願いします。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 21番杉山議員のご質問にお答えいたします。

福祉バスにつきましては、旧笠間市を運行しております。地域住民の利便を図るため、平成8年7月から運行開始してありまして、笠間駅を起点に、笠間地区内を走る循環バス2台にて運行されておりまして、その役目を果たしている現状でございます。

そうしました折、3市町の市町村合併に伴いまして、福祉バスの取り扱いについて合併協議がなされました。合併調整方針といたしましては、現行のとおりとし、合併後、運行拡大等について検討するとしております。

運行拡大等の課題といたしましては、現在の福祉バスは中型バスであることから、幹線道路を主に運行している状況であり、隔々まで循環コースがとれないなど、利用するには不便や課題が指摘されておりました。このため、合併後、高齢者等交通弱者の交通手段の確保を図るため、平成20年2月20日から試験的に全地区を網羅する交通システムとしてデマンド交通システム導入を行い、ドアからドアの送迎を可能にするきめ細やかな運行サービスを実施していく考えでありますので、広い範囲での方々を送迎する公平な運行サービスとなり、より高齢者を大切にす便利交通手段になると考えております。

今後につきましては、これらによりまして、今まで市民の足として利用に供されておりました旧笠間地区内を運行する福祉バスにつきましては、合併によりまして、全市を網羅するよりよい運行拡大をきめ細やかに図るこの新交通システムに切りかえていく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、21番の杉山議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、最初に歴史民俗資料館からいこいの家「はなさか」までの道路につきましては、都市計画道路上町大沢線ということで、平成17年度に整備延長900メートル、計画幅員が16メートルで、概算事業費5億円を見込んでおりまして、茨城県知事より合併市町村幹線道路緊急支援事業の指定を受けまして、平成23年度までの6カ年間でやる計画であります。

既に、昨年度から、笠間市が事業主体となっております事業に着手いたしておるところでございます。本年度には、用地買収率を30%という目途に、現在、用地交渉をいたしているところでございます。この道路が完成いたしますと、市街地への移動時間が短縮されまして、さらには通勤通学はもとより、市民生活全般の利便性の向上が図られるものと考えているわけでございます。

なお、ご質問の中でありました、なかなか実現しないのはどうしてかということでございますけれども、ご案内のように、道路事業につきましては、まず地域の皆様の合意形成に始まりまして、その後、道路線形を確定するための測量調査、それから事業地となる土地あるいは補償物件の調査の算定、さらには関係地権者との土地の売買契約、そういったことを済ませまして、さらにはその事業地に遺跡とかそういうものがあればそれなりの調査をするという、これらの一連の作業をしなければならない、工事に入れないという状況でございます。

事業に着手して工事に入るまでにつきましては、3年ないし4年という期間がかかりまして、それは目に見えない部分で、我々、建設部の職員一丸となってやっているところで

ございます。議員初め、市民の皆様には、なかなか見えない、なかなか進まないんじゃないかということと言われるかもしれませんが、こういった事業の特質を十分理解いただきまして、今後ともご支援、ご協力のほどお願い申し上げたいと考えております。

それから、一つ飛ばしまして、4番目のご質問、笠間菊まつりの期間中の道路の改修についてでございます。

この工事は、笠間駅から稲荷神社までの約1,300メートルの区間を、バリアフリー歩行空間の確保、さらにはまち並みに調和した道路の景観づくりということを目的としまして、国庫補助事業の交通安全施設整備事業の採択を受けまして、平成13年度から継続的に行っている事業でございます。

この道路は、JR笠間駅を利用して、笠間稲荷神社や、また日動美術館など、1年を通して来る観光客のメインストリートとして、また、この区間には四つの商店街が連楯しておりまして、多くの買い物客に利用されている道路でございます。

このため、工事の発注に当たっては、商店の影響を極力少なくすることや、週末にかけておいでになる観光客の皆様には十分配慮するなどの措置をとってまいりました。

具体的な取り組みといたしましては、2工区に分割発注いたしまして工事期間の短縮、さらには週末工事を取りやめる、いわゆる休工するというような対応をしているわけでございます。

菊まつり期間中になぜ改修工事を行うのかということでございますけれども、笠間地区の中心市街地では1年を通じてのイベントがありまして、1年のうちで観光客や商業者に対しまして影響が一番少ない時期を考えますと、8月の下旬から10月上旬に行うのが最も望ましい時期かなと、こういうふうな考えているわけでございます。

8月に市民が主体となってやります笠間のまつりが終わりました後から工事に入ったわけでございますけれども、今回の工事につきましては、菊まつり期間と多少重複することとなりまして、地域の皆様、それから観光客の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。おわび申し上げたいと思います。

なお、稲荷神社周辺の改修工事につきましては、本年で終了いたしまして、残りの区間につきまして、350メートルほどございますけれども、これは笠間の弁天町商店街の地域のみとなります。

今後の工事につきましても、菊まつり期間中とは重ならないように、十分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、岩間駅周辺整備事業につきましてご説明申し上げたいと思います。

本年第2回の定例会でも答弁させていただいておりますけれども、岩間地区の中心市街地は岩間駅を中心に形成されておりまして、乗降客のある西側と、それから先ほど議員さんおっしゃいましたように乗降客のない東側とに分断されておりまして、岩間地区の住民の約6割が居住しております駅東側におきましては、都市基盤整備が大変おくれておりま

す。有効な市街地整備が図られておりません。

特に、駅前には未利用地が顕在化している状況でございます。岩間駅の東口と都市計画道路の整備につきましては、東側住民の長年の要望でございます。

このようなことから、駅を核とした住みよい暮らしづくりという施策を新市のまちづくりに反映させるために、必要最小限度の規模で岩間町周辺整備事業を新市の建設計画に位置づけまして、まちづくり交付金事業によりまして平成18年度から22年度までの5カ年で進めているところでございます。

主な事業の内訳でございますが、岩間駅東口の新設に伴います自由通路、あるいは駅舎の整備、それから都市計画道路といたしまして駅東口から国道355バイパスに向かいます駅東大通り線、延長にしますと900メートル程度でございますが、さらには県道水戸岩間線から県道上吉影岩間線を結ぶ日吉町・古市線等の整備を予定しているわけでございます。

これらの事業状況でございますが、都市計画道路につきましては、現在、用地買収をしているところでございまして、大体50%程度の用地買収が済んでいる状況でございます。20年度には、工事の一部着手してまいりたいと考えております。

また、橋上駅舎につきましては、21年度から工事に着手をいたしまして、22年から23年度までには都市計画道路とともに供用開始ができるよう頑張っているところでございます。

この事業によりまして、岩間駅の東西乗降口の整備をいたしまして、駅利用者の利便性と安全性の向上を図るとともに、駅東口の整備に対しましては国道355バイパスや岩間インターチェンジ、さらには工業団地、また、今、計画しております茨城空港へのアクセスとして、地理的条件の優位性を最大限に生かしまして都市基盤整備が図れるものと確信をいたしております。

なお、JR駅西口につきましては、合併前の旧岩間町時代に駐車場や駅西口の交通広場等を整備してきたところでございまして、岩間駅周辺につきましては、当面、東側を重点に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 21番杉山議員さんから、笠間芸妓組合に対する支援策はどのように考えているのかというご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、以前は120名を超える芸妓さんがおりました。大変隆盛をきわめておりました。しかし、経済情勢の変化や宿泊客の減少、さらには宴会などの減少に伴いまして、活動の場が少なくなっている状況でございます。このようなことから、担い手の不足などがあり、現在では15名が芸妓組合に加入している状況でございます。

芸妓組合は、観光地笠間の一つの特徴として、伝統的な舞や踊りなどを披露し、他の地域にはない貴重な地域資源と考えており、今までも観光パンフレットや観光キャンペーン



によるPR事業を観光協会などと連携して実施をしてまいりました。この地域資源をどのように活用し支援するかが課題になっております。

今回の補正予算にも計上しておりますが、県の補助事業を活用し、地域資源支援事業として、芸妓組合を対象に観光情報や地域の歴史、文化の研修会を計画しまして、芸妓組合の活性化を考えているところでございます。さらに、今年度は、笠間の菊まつりの一環で開催しました稲荷コンテストのイベントや観光名所を作成するなど、芸妓組合へのPRを実施いたしました。

今後も、旅館、料亭組合や関係団体と連携して、活性化のために支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 今、いろいろお答えをいただきましてありがとうございました。

最初に答えていただいたのは福祉バスのことですが、デマンド交通をやるということは、予約が必要なんだということを聞いておりまして、その予約をするということが、非常にわかりづらいというか、一般のお客さんが非常に面倒だなというようなことがありまして、なかなか成功していないという事例が非常に多いような気がするんです。

そこで、毎日といういろいろな経費もかかるでしょうけれども、何かいい考えがないのかなと思っております。予約をするといっても、行けなくなるときもあるし、行けるときもあるしということがありますから、そういうときにはどうするのかということをお聞きしたいなと思います。

やはり予約をしても都合悪くて行けないときもあるし、予約をしなかったときは全然だめだということになると、だんだんとお客さんが減ってくるのではないかという気がいたします。そういうことについてどういうふう考えているか、お尋ねをいたします。

それから、上町大沢線につきましては、計画をされて着々と実行をしているようですから、それはそのとおりにやってほしいし、また遺跡があったときには大変だと言いますが、そういう計画といいますか、下調べをやったことがあるのかどうか、そのところをお聞きしたいなということがあります。遺跡が本当にあるのかどうかかわからないのか、それともそういうところがあるのかどうか、前もって調べたかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、笠間の芸妓組合については、観光情報を流すというだけのことで、あと稲荷神社のコンテストということをおっしゃっていただきましたけれども、こういう芸妓組合がなくなったら笠間市でも困るのではないかと感じておりまして、何か補助みたいなものを出すのかどうかと思っていまして、全然そういうことをやらないで、ただ情報を流しているというようなことでありまして、非常に物足りなさを感じるのですが、もし全くいなくなったらどうするかということも考えてみたかどうか、そのこともお尋ねをいたしたいと思っておりますし、補助金制度についても、やるのかどうか、もう一度聞きたいなと思

ます。

それから、菊まつりの期間中の道路改修ですが、これはたまたまことしもぶつかったということではなくて、毎年どこかでやっているよというふうに言われますから、非常に困ってはいたんですけれども、できるだけこの菊まつりの期間中を避けて改修を行っていたきたいなと思います。これはお願いをしておきます。

それから、岩間駅の周辺のことにつきましては、岩間に住んでいる人が一番よく知っているわけですから、それはいろいろとやってほしいという要望はあると思いますが、私たちから見れば、橋上駅をつくっても、車は通れないし、ただ人間が乗りおりするだけでは、非常にすばらしいとは思えないような感じがしております。

それで、東側の開発でございますが、一生懸命に開発行為をやると思ってやっておりますから、そのことは非常にすばらしいことだからいいと思いますが、もう少し細かく、乗客の乗りおり、何人ぐらいあるのかわかりませんが、そういうことを研究なさったかどうかかわかりませんが、その乗りおりの人数も幾らか、聞きたいなと思います。

それから、開発といっても、漠然として開発をしますというだけではよくわかりませんから、今、大分家が並んでおりまして、それをどかすのもなかなか大変でしょうし、道路をつくる、借りるということも今言われましたけれども、借りるということもなかなか大変ではないかと思いますが、いずれにしましても、よく便利なおようにつくっていただきたい。地域の皆様の要望をよく聞いて、そして取り入れていただきたいと考えております。

ですから、そういうことについて、人数のこと、あるいは駅が開発されたらこんなふうになるよ、道路ができたらこんなふうになるよというようなことをどういうふうに考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 杉山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

デマンド交通システムということで、利用者がほかの地区では減っているのではないかというお話でございましたが、今、私どもが聞いているのは、これはサービス部分いろいろとPRしていることかと思いますが、年々利用者はふえているという話を伺っているところです。

それから、予約につきましては、私どもの方で一たん利用者の登録をいただきます。それによって、私どもの方は、そのうちご利用いただく方を特定させていただき、その後、今、予約をとということでございました。予約につきましては、ご利用いただく2日前から30分前まで受け付けをさせていただき、予約をし、自宅の方にお伺いをするということになっています。

それから、2番目で、すぐに行きたいという場合であっても、30分前にお電話をいただければ、1時間に1回運行させる予定でございますので、間違いなくお伺いできると。ただ、それで都合が悪いということでございましたら、やはりお電話で都合が悪くなったと

いうお話をいただければ、直ちにその部分については訂正ができるということでございます。

それから、なかなか予約ができないということでございますけれども、現実には1時間に1本ずつ走っておりますので、例えば9時の便が無理であれば10時の便でということ、ご利用者の方にご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、この点につきましてはよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） 再度の質問で、まず最初に上町大沢線の事業の内容について質問いただきました。

上町大沢線の遺跡の関係どうなのかというご質問でございまして、この地域には、穴戸城跡、それから橋爪遺跡という二つの遺跡がございます。この遺跡につきまして、当然調査をしなきゃならないということでございますので、この調査を20年と21年度にわたりまして試験的な試験掘りといいますか、そういった形でやらせていただきまして、その結果によりましては、本調査を22年度に調査をしていきたい、こういうふう考えているわけでございます。

これらの調査によりまして、その次の年度あたりから工事に入っていくという形をとりたいと考えておりまして、そういったことから23年度ごろまで事業がかかるということでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、もう一つ、岩間駅の利用客ということでございます。平成19年の1月現在で調べさせていただいた状況からいきますと、岩間駅の1日の乗降客3,176人という数字が出ているわけでございます。そのうちの約6割が駅の東側の地域の方が利用していると、そういった調べの結果が出ているわけでございます。

それから、もう一つ、自由通路が自転車も通れないで意味ないんじゃないのかという話をいただきましたけれども、自由通路につきましては、あくまでも西側からも乗れるよう、あるいは東側からも乗降客が乗れるよう、そういう状況の中ではどうしても自由通路がないとできないというような状況でございまして、西側から東側、あるいは東側から西側に人が移動するための自由通路というよりは、東側から、あるいは西側から乗る人のための通路だというふうにご理解をいただきたいと考えております。

この地域につきましては、もう一本道路整備ということでございまして、都市計画道路を計画いたしております。先ほど申しましたように、東大通り線ということで930メートルほど計画をいたしております。さらには、その先国道355号線までつなげなければ、その道路の効果というの半減してしまうということでございますので、その先の国道355号線までつなぐべく、今、国庫補助事業を模索しているところでございまして、一般市単独事業ではなかなか難しい中では、国庫補助事業を頼ってやっていくということで、今、

県との調整を進めているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、芸妓組合がなくなったら困るんじゃないかと、そういう中で補助金はどうかというご質問でございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、市の基本的な考え方としましては、貴重な地域資源ということで考えております。そして、これらを残していきたいというのが、市の基本的な考え方でございます。

支援の方法、いろいろあるかと思ひますが、これは補助金だけではないんじゃないかなと。そういう中で、もしなくなってしまうらどうということが考えられるかということと考えますと、まず旅館、料亭、さらには酒屋さん、パーマ屋さん、そしてタクシー、それらの影響が大いにあると考えております。

また、活性化をしていくという考え方の中で、補正にも上げましたとおり、笠間の地域資源を、いろいろ勉強会をしながら、芸妓さんとのコミュニケーションを図りながら考えているところでございますが、まず芸妓さんの活性化といいましても、芸妓プラス料理、あるいは器、それに座敷、これらがセットになって活性化するのではないかというふうに考えております。

こういう観点から、市としましては、旅館料亭組合、あるいは芸妓組合、さらには観光協会と連携して、貴重な資源をどう残していくのか、存続させていくのかということで、今後とも検討して積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） いろいろとお答えをいただきまして、ありがとうございました。どの仕事も一生懸命にやっているようでございますから、ぜひともこれからも続けていていただきたいと思ひます。

いろいろ質問をいたしましたけれども、大体のところいいのかなと思ひますから、ぜひとも続けてやっていただきたいということで終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君の質問を終わります。

次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従い一般質問を行います。

まず、第1番目に、来年4月から実施される予定の後期高齢者医療制度と、医療制度全体についての見直しについて伺いたいと思ひます。

過日、11月29日に茨城県後期高齢者医療制度の議会が行われました。私もその議会を傍聴いたしました。そこでは、いよいよ4月から始まる高齢者の保険料の問題について審議されました。また、この間、全国市議会議長会が発行しております全国市議会旬報11月15日号には、全国の市議会において意見書等の決議の中で、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書が最多であると載っております。また、今、全国各地の後期高齢者医療制度広域連合、さらには県や市町村等において同趣旨の決議が多く行われております。そして、国への要望や意見書が提出されております。

茨城県の広域連合は、11月29日の議会において同趣旨の決議を行いました。このことは、この制度全体の実態が不明確なことからの不安、不満が大きくなっていることを示しているのではないのでしょうか。

75歳以上の全員と、65歳から74歳までの障害の方、いわゆる寝たきり老人と言われますが、それらの人たちを対象とする制度、世界でもまれな制度でありますけれども、病気などの人たちを集めたこの制度には、多くの問題点があり、以下質問いたします。

まず、第1番目に、茨城県広域連合は、11月29日に保険料を決定いたしました。保険料、ただ単に平均でなく、所得によってどのような額になるのか、まずお聞きしておきます。

また、この制度には、病気によって治療限度額の上限が決められるというふうに言われております。受けられる治療に制限があるのか、包括制と言われている実態はどうか、不明でありますので、お尋ねしたいと思います。

2番目に、みとり率、在宅で死亡をすることを勧めると、この保険制度の中心にあります。これはどういうふうなことでしょうか。保険制度とどのようにかかわってくるのでしょうか。

3番目に、滞納者は保険証を取り上げるとしてありますが、今までの国保の現状では、70歳以上の被保険者が滞納しても原則として取り上げないというふうになっております。今回、この制度において保険証を取り上げるとは、高齢者へのかなり負担となり、病状の悪化をもたらすことになるのではないのでしょうか。保険証を取り上げるようなことはすべきでない。また、その管轄の部署はどこが行うのでしょうか、お伺いいたします。

4番目に、今度の医療制度の改革の中では、メタボリックシンドロームということが言われております。具体的な内容というのはどのようなことでしょうか。その対策と内容、また保険とのかかわりがどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、国保加入の65歳以上は、年金から保険料を天引きされることとなります。また、70歳から74歳の患者負担が1割から2割になるというふうになります。高齢者への負担増に対して、新たな減額措置等を考える必要があるのではないのでしょうか、伺います。

6番目に、保険等による健康診断の項目が変更されるというふうにも聞いておりますが、その具体的な内容がどうなっているのか、お尋ねします。

2番目に、市が今進めようとしております、まちづくり特例市への指定導入ということ

についてお尋ねしたいと思います。

来年度から導入予定のこのまちづくり特例市は、17法令、180業務の計画があるとされます。私は、行政改革で職員の削減を進めているときに、国や県が行ってきた事業を市が肩がわりすることは、行政改革に逆行するのではないかと思いますので、以下質問いたします。

まず、一つには、17の法令、180業務数に対応する職員数、また事務内容を見ますと、専門職の分野への専門知識が求められ、国家資格等が必要になる業務もあり、その職員数とのための研修の予定はあるのでしょうか。

2番目に、事務委託等に伴う給与や研修等の費用は市の負担になるのでしょうか、それとも国県が全面的に負担するのでしょうか。

3番目に、180業務それぞれに対応できる体制をつくったとして、この内容を見ますと、年に許認可件数が何件あるのかというふうに思われます。そのような見込みをどう見ているのでしょうか、お尋ねいたします。

3番目に、市の委託事務の問題、委託料についてお尋ねいたします。

まず、第1番に、市が業者へ委託している業務数は何件くらいありますか。また、それに伴う委託手数料はどのようになっているのか。全額が幾らくらいあるのか、わかれば教えていただきたい。

私がこの問題を取り上げたのは、市内の業者の方から、いわゆる一般廃棄物処理委託されているごみ袋の問題です。業者が最初に買い取ります。売れた数量の手数料、それが数百円であっても、その業者が私に見せたのは、その月が手数料の150円でした。それを申告しなければならない、毎月。それで、その手数料が業者の口座に振り込まれてくる。そのような方法をとって、煩雑であって、とてもやっつけられないという業者も出ているという話も聞きます。

あらかじめ手数料抜きで買い取る方式に改めれば、市から口座への振込とか、それに対する職員の事務量も軽減され、煩雑な業務をしなくても済むようになるのではないのでしょうか。その辺のこれからの対策を聞きたいと思います。

4番目に、新交通システムについてお伺いします。

先ほど杉山議員からも質問がありました。私は、来年2月から導入されるドアからドアへといういわゆるデマンド交通システム、これは多くの足の不自由な人たちにとっては、どうしたらいいだろうと思っている人たちには、はかり知れない一つの方法とは思いますが、今、笠間地区で行われている福祉バスの廃止についても、不安の声が聞こえます。それらの点を勘案しながら、今後の交通を確保するためにどのようにしていったらいいかということでお聞きしたいと思います。

この今度の新しいシステムは、中心をエリア内の移動を基本としております。乗り継ぎがなく目的地まで行けるような方法というのは考えられないのか。

また、私の住んでいる笠間地区の西側の方では、県西病院の利用が多く、私の知っている人も、入院や通院等をしている多くの人があります。いわゆる近隣市への運行というのは、この制度では考えられるのかどうか。

3番目に、業者は決まっているのでしょうか。既に運行して実施している近隣の自治体等で利用している人の話を聞きますと、幹線道路で乗りおりしていると、ドアからドアに来ていないというふうなことを聞きました。そういうことが保証できるのかどうか。

以上、3点をお聞きいたします。

次に、エコフロンティアかさまの安全性についてお聞きいたします。

私は、毎回、監視委員会を傍聴しております。そのような中で、いろいろな資料が出されますが、いつも溶融炉施設の排ガスのデータが、いわゆる事業団が設定した数値を上回る時間帯や日時があります。殊に、光化学スモッグの原因となる窒素酸化物が、時々基準値を超えております。その原因は何であるか、市の方ではお聞きしているのでしょうか。

また、2番目に、9月の監視委員会で、10月ごろから大口の廃棄物を埋め立てると。今まで廃棄物の搬入数量が少ないということからそういう質問が出たときに、そういう回答があったわけですがけれども、それが予定になっていると。この大口とは、どのような廃棄物なのか。

そこで私が疑問に思ったのは、9月6日付茨城新聞に、NTTの東海研究開発センターの跡地の土壌の問題が出ておりました。その土壌から、指定基準を超えるヒ素、フッ素など有害物質が見つかっているというふうに報じられております。そのような土壌が大量に搬入されるのかどうか、以下質問いたします。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩をいたします。

なお、11時に再開いたします。

午後10時51分休憩

---

午後11時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくり特例市導入についての考え方を申し上げたいと思います。

現在、地方分権により、国に集中している権限や財源を県や市町村に移し、市民の皆さんと自治体が協力して地域のことは地域で多くのことが決められるようになってきております。権限移譲を受け入れることによって、国、県、市のそれぞれに役割と責任の範囲が明確になり、住民に一番身近な自治体として、地域の実情や市民ニーズに沿った個性的で

多様な行政を展開できるとともに、市民の事務手続の簡素化や時間の短縮を図ることが可能になると考えております。

私としましては、まちづくり特例市の導入を行い、市民に身近なサービスをスピーディーに行っていくことも合併効果の一つと考え、積極的に権限移譲を受け入れてまいります。なお、詳細な回答につきましては、市長公室長から説明をさせます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えをします。

本市では、合併以前から、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の処理の条例に関する条例により、茨城県青少年のための環境整備事業を初めとしまして、30法令、236事務について県から権限移譲を受けている状況でございます。

また、茨城県では、まちづくり特例市制度を平成13年度に創設し、一定規模以上の市へ包括的な事務の移譲を行うなど、権限移譲を積極的に進めておるところでございます。

なお、まちづくり特例市指定の人口要件につきましては、人口が10万人以上の市となっております。しかし、合併した新市の場合は、特例によりまして5万人以上ということになっているわけでございます。

これらのことから、本市におきましても、自主的に自立的なまちづくりに取り組み、市民サービスの向上を図るために、土地利用や福祉関係等の主要事務を包括的に受け入れるまちづくり特例市の指定導入につきまして検討を進めてまいりました。

まちづくり特例市の移譲事務の中には、申請書類に対する形式審査や許認可の判断を行うに当たり法解釈上の専門知識は必要になりますが、国家資格等必要になる事務は含まれておりません。

なお、計画しておりますそれぞれの事務受け入れ年度までには、事務内容や作業手順について県との事務引き継ぎを綿密に行うとともに、一定程度の専門的知識を有する市職員を養成するために、各種講習会等への参加、さらには県への実務研修生としての派遣、これを計画的に実施しまして専門職員を養成してまいりますので、対応は可能であると考えております。

続きまして、市民サービスの向上を図るための市職員の研修や派遣に伴う給与につきましては、市職員の資質向上や専門職員を養成するための費用でございますので、当然市の負担となるわけでございます。

次に、年間の許認可件数の見込みでございますが、現在の許認可件数、県の許認可件数と、まちづくり特例市によりまして権限移譲を受け入れ許認可事務を実施した場合でも、基本的には許認可件数に大きな増減はないと考えているところでございます。

権限移譲する許認可事務のうち、農地法、都市計画法、身体障害者福祉法につきましては、現在でも、市の担当窓口におきまして県への経由に伴う書類審査や事前協議等を実施



しているのが現状でございます。

参考としまして、平成18年度の茨城県で許認可をした件数で申し上げますと、個性豊かなまちづくりの分野につきましては、農地法でございますけれども、第4条農地の転用が46件、それから第5条でございますが、権利移動の許可126件、都市計画法に移りますと、第29条の開発の許可、これが5件でございます。それから、第53条の都市計画施設内の建築の許可が1件でございます。

それと、もう1点、3点目の住みよい暮らしづくりの分野でございますが、身体障害者福祉法第15条第4項、身体障害者の手帳の交付でございます。この部分についても214件でございます。

それと、活力ある産業づくりの分野につきましては、火薬類の取締法、この部分、第17条火薬類の譲り受けの許可関係が44件、第25条の火薬類の消費の許可137件となっており、これは前年とほぼ同じような数字でございますので、想定はこのようなことでさせていただいております。

続きまして、質問の第4問でございます。

新交通システムということでございました。ご質問のとおり、市内どこにでも一回の乗車で移動できることが理想でございます。しかし、笠間市の総面積につきましては、約240平方キロメートルと、県内でも5番目の広さを持っているわけでございます。全域を1時間ごとに運行させるには、車両台数を、私どもの方で今用意している10台ではなくて、増加させないと動きません。それらに伴う経費も多額となります。

また、平成18年に実施したアンケート調査の結果からは、買い物、それから通院などの移動の傾向としましては、住んでいる旧市街地、この部分で7割以上の方がほとんど用が済んでいるということでございます。

それから、各市街地には乗りかえないで移動を可能とすること及び運行本数を確保すること等を考慮しまして、七つのエリアに区分し、計画をしているわけでありまして。このようなことから、ほかのエリアへの移動につきましては、乗りかえて移動していただく必要がございます。

2点目の質問でございます近隣市への移動につきましては、市民や交通事業者で構成する地域交通会議におきましていろいろ検討を行いましたが、デマンド交通システムの導入につきましては、市内での運行とすることで決定をされました。そのようなことで、市外への運行については考えておりません。

3点目でございますけれども、デマンドタクシーを委託する事業者につきましては、市内に事業所を有するタクシー業者4社で運行をお願いすることとなっております。

4点目でございますけれども、ドアからドアへの送迎が求められているとのご質問でございますが、デマンド交通システムは、自宅から目的地までドアからドアへの送迎を可能とするサービスでございます。しかしながら、道路が狭隘でデマンドタクシーが進入でき

ない場所、それから駐車場等がない場所につきましては、やむを得ず近くの道路において乗りおりをしていただくこともあろうかと思えます。このような場合につきましては、ご利用いただくご利用者の方にご理解とご協力を求めながら、これから進めていきたいと思っております。

それと、今回、「広報かさま」の方で、区長さん方に大変お世話になっておりますが、これの方で、再度「デマンドタクシーのかさま」ということをご案内をさせていただいております。これからも、この部分につきましても周知徹底を図り、ご利用者の拡大を図っていききたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 鈴木貞夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めのご質問でございますが、保険料は所得によってどのような額になるのかということでございますが、去る11月29日の茨城県後期高齢者医療広域連合議会で所得割率、均等割額が決定されたところでございます。所得割率は7.6%、均等割額は3万7,462円と決定され、平均しますと6万9,355円、全国の47広域連合と比べてみますと、茨城県としては上から36番目というところでございます。

具体的な例を申し上げますと、ひとり世帯で厚生年金が201万円の方につきましては、年金控除、基礎控除を差し引きますと、所得割額が3万6,480円、均等割額が2万9,969円、合計保険料としまして100円未満切り捨てまして6万6,400円ということになります。

また、社会保険や共済組合など被用者保険の被扶養者であった方の保険料は、平成20年9月分までは保険料を凍結し徴収しない。また、平成20年10月以降平成21年3月までは均等割額の9割を軽減します。したがって、平成20年10月から平成21年3月までの保険料は1,800円となります。21年度は年額1万8,000円となります。

次に、診療が制限される包括制でございますが、国においては、高齢者の心身の特性にふさわしい医療が提供できるよう新たな医療報酬体系を目指すと聞いております。

茨城県広域連合におきましても、栃木県広域連合、群馬県広域連合と連盟で、後期高齢者にふさわしい医療体系を確立するとともに十分な医療が保証される医療報酬とするよう、厚生労働大臣に要望書を本年10月23日に提出したと聞いております。

2番目の質問でございますが、在宅のみとり率は、かつて在宅死が大きな割合を占めておりましたが、現在は亡くなる時は病院でなければ無理というような意識が根強く、在宅死は、厚生労働省統計によると1割程度となっております。

在宅のみとりは、厚生労働省が医療費抑制と終末期の医療環境の改善などを目的に推進しているものであり、平成18年4月、高齢者が家庭で療養しながら生活して自宅での死も選べるようにするため、24時間365日往診が可能な体制を確保することが条件で、在宅療

養支援診療所が導入されたところでございます。

本人が望まない延命治療がされないよう意思がはっきりしているときは、それを文書にして、望まざる延命治療がないように本人の意思を尊重した終末医療であります。

また、在宅療養支援診療所につきましては、県内で143カ所、笠間市内においては2カ所ございます。

3番目の質問でございますが、保険料を滞納している方への取り扱いについては、短期保険証の発行、資格証明書の発行は、保険料を納めていない方への未納分が他の被保険者の負担となり、被保険者間の公平が損なわれることから設けるものであり、適正な保険運営に必要な制度であると考えております。

また、短期保険証などの発行は茨城県後期高齢者医療広域連合であります。市民の窓口相談は笠間市となりますので、被保険者の状況を把握し、広域連合と連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。

4番目の質問でございますが、メタボリックシンドロームの具体的な対策と内容、保険とのかかわりでございますが、平成19年度までは、各市町村において老人保健法により基本健康診査を実施しておりますが、平成20年度からは、各医療保険者に対し、40歳から74歳の方について、高齢者の医療の確保に関する法律により特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられております。

当市といたしましても、平成20年度から平成24年度までの笠間市特定健康診査等実施計画を現在作成しているところでございます。この計画に基づき、特定健康診査の受診結果により、該当者に対しまして特定保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病を予防し、医療費の削減に努めてまいりたいと考えております。

5番目の質問でございますが、70歳から74歳の方の窓口負担につきましては、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口での負担が引き続き1割に据え置かれる方針が厚生労働省保険局より示されております。

また、高齢者の負担増に対する新たな減額措置ということでございますが、現行の法定軽減措置による所得が一定基準以下の世帯において、均等割額と平等割額について7割、5割、2割の軽減措置を設けておりますので、さらに市独自の軽減措置については考えておりません。

6番目の質問でございますが、保険による健康診断の項目を変更するとしているが、具体的な内容はどうかということでございますが、健康診査につきましては、平成19年度までの基本健康診査の項目に腹囲測定が追加されまして、また総コレステロール検査が、LDLコレステロール、いわゆる悪玉コレステロール検査に変更されております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

市の委託業務の委託料についての件ですが、市が業者へ委託している手数料にかかわる業務ですが、現在、市において委託しているのは、ごみ袋にかかわる手数料の徴収業務だけでございます。

次に、委託業務ですが、現在のごみ袋取り扱い店は153店ございます。平成18年度のごみ袋の取り扱い量の実績は、大袋45リットルが32万100組、小袋が20リットルで2万4,050組、不燃ごみ処理券が1万4,100組となっております。これに対する取り扱いの手数料は各組とも30円で、総額約1,500万円となっております。

取り扱い店から毎月実績報告書兼請求書を出していただき、その取り扱いに応じまして支払うものでございます。

なお、銀行への振込手数料は公共料金扱いとなるためかかっておりません。

また、取り扱い店への手数をあらかじめ差し引いて処理できるのか、財務関係処理上問題がないか、近隣市町村の取り組み方も含め調査しまして慎重に検討していきたいと思っております。

次に、エコフロンティアかさまの安全性についてお答えいたします。

エコフロンティアかさま監視委員会に報告されている溶融施設の排ガスデータにつきましては、6月から9月までの日々管理の中で、窒素酸化物が瞬間的に最大値で自主管理基準値である100ppmを超えて排出されたときがあります。この原因と考えられるのは、溶融炉内において高温処理すると、窒素と酸素が結合し窒素酸化物が発生するものでございます。そのため、適正な温度管理を行った結果、現在は自主管理基準値内でほぼおさまっていると聞いております。今後も、自主管理基準値内で操業できるように適正な管理を要請してまいりたいと思っております。

次に、エコフロンティアかさまに埋め立てて処理される廃棄物は、エコフロンティアかさまで設置した受け入れ基準値に適合したものについて処理をしております。9月6日付の新聞報道では、東海のN T T研究センター跡地の土壌からヒ素、フッ素、六価クロム、鉛について基準を超える有害物質が見つかったと発表がありましたが、この土壌を自然界に放置すれば、地下水等に影響を及ぼすおそれがあります。当然、このような廃棄物を処理するのが最終処分場ですので、サンプリング検査の結果受け入れ基準値内を下回っておれば、受け入れが可能であると聞いております。

今後とも、監視委員会を通しまして情報の公開を行ってまいります。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 回答の順序があれでしたが、一応発言通告の順序で再度質問したいと思います。

後期高齢者医療の問題、私も傍聴しましたので、その辺のことは聞いてきました。いわ

ゆる均等割が3万7,462円、所得割が7.6%で、これは率にすると均等割が54%、所得割が46%ということなんですね。それで、厚生労働省の基準というのは、この両者を50対50するというふうに一応示されていたわけですがけれども、この所得割が低いということは、全体的に見て茨城県の高齢者の所得水準が低いということをおぼわしているのではないかなと思うんですね。また、均等割がすべてのこの制度に入る人に7万4,000円かかるわけですから、それは所得の低い人への負担になっていくということが、私は言えると思うんです。

それで、今回の高齢者医療では、国保では53万円までが最高額ということでしたけれども、50万円というふうに保険料の上限が決められております。ほかのところの広域連合で出された資料等を見ますと、所得の低い人は国保より高い負担をします。しかし、所得の高い人は国保より安くなるという傾向が顕著なんですね。これは今までのさまざまな介護保険その他の問題もそうですけれども、なぜ所得の低い人への負担が増加していくのか。やはりそういう人への、先ほど何ら軽減措置は考えないというふうな回答もありましたけれども、その辺の負担増をいかに軽減するかということは、これから市の行政としても私は大事なものになるだろうと思わざるを得ません。

この議会の最後のときに、東海村の村長さん、村上さんですが、議員ですね。その人が、会議終わった後で、東海村としては独自の軽減措置をとるというふうなことを言っているのを私は聞きました。市でも、そういう独自の軽減措置が可能かどうか。ただ、やれませんということじゃなくて、検討してどうなのかということは私は必要だということ、まず第1番にしたいと思います。

月1万5,000円の年金者からは天引きですね。それで、無年金者や所得のない人は、天引きでなくて普通徴収となるわけですがけれども、一つの問題は、生活保護基準以下の人、無収入、収入がない人、一応7割減額されるということになってはいますけれども、これらの人にも1万1,200円はどうしてもかかると。ほとんど収入のない人にまでそれがかかる。私は、こういう人への、先ほど言ったような措置というのは必要だと思うんです。

それと、不思議なことは、今まで国保にいたわけですね。それで、この制度に移行していく人、保険料の問題もあります。高くなったり、安くなったり。ところが、同じ世帯の中で、一方がこの制度に入る、一方の配偶者が国保にいるというようなことになりかねる場合があって、同じ世帯の中で国保と後期高齢者制度という2本立てになるのかどうか。これは家庭の中で、私は一種の混乱みたいなものも引き起こすんじゃないかなと思うんですけれども、そういう事例は起こるのでしょうか。これはいろいろ問題を引き起こすんじゃないかなと思います。

それと、医療給付の包括制のことで私は質問したわけですがけれども、私が今までいろいろ資料等を調べた限りでは、病気によって診療報酬の上限を決めてしまうというのがこの制度ですね。保険料を払いながら、その病気が例えば10万円とか15万円だったら、それ

以上は保険は使えませんといったら、その病人はどうなるんですか。売薬で済ませろということでしょうか。包括制というのは、そういう問題、上限を決めるということが一つあるわけですね。

先ほどは、みとりの問題も含めて、何かそういう診療体制をつくるというふうな話もありましたけれども、一方で保険をかけて、上限までいったから保険は適用されない。じゃあ、その人は保険料引かれるんですか、その後も。病気でかけられないのに保険料も引かれる。僕はこれをずっといろいろ調べて行って、どこにも回答がない、そういうふうにしか読めないんですよ。

それと、この包括制の問題というのは、一番困っているのは、もちろん患者もそういうふうに、4月からですから、なるというふうに思うんですけども、市内の病院やお医者さんです。私は何人かのお医者さんからこのことを聞きました。県からも説明があったそうです。しかし、どういうふうになるかというのは県自体も全然わからない。これ、どういうふうに診療していったいいかわからないと、早くいえばそういうことですよ。来年の4月ですよ。

これ、やっぱり市の方から、そういうお医者さんとか病院、また市の担当者に対して、その辺の具体的な説明がなされているのかどうか。全然ないのか。

私たちは、この問題を出したときに市民から聞かれて、いやあわかりませんよと言うと、議員として何をしているんだということしか言われません。こうなりそうだというぐらいわかれば、せめて入るわけですけども、本当にこの包括制度とみとりの問題というのはわかりにくい。ぜひ始まるまでにわかるようにしてもらいたい。

ということは、広域連合は、あそこで議会で決めてしまえばそれでおしまいです。しかし、実務は市の職員がやるんですよ。市の担当者が窓口ですべての人に対応するわけですから、スピーディーにサービスをというふうに市長はさっき言われましたけれども、それだったら、そういうことがよくわかって、市民に納得できるようなことをぜひ検討していただきたい。検討というか、そういう資料を県やなんかからいただいたら、私たちにも見させてほしい。

とにかく保険料を払いながら診療も受けられないというふうな制度になるということは、私は大問題だと思いますので、その辺がどの辺まで県や国から説明があるのか、一つ聞きたいと思います。

このメタボリックは、40歳以上というふうに聞いておりますね、この胴回り、85とか90ですけども。これは国際的にも、このメタボリックシンドロームということが定義が定かじゃないんですね。もちろん脂肪だとかいろいろ4項目ぐらいのことがあるわけですけども、これが国保でも具体化されるとしたら、それに対する特別の対策というのを市も考えておいた方がいいんじゃないでしょうか、全然個人任せということじゃなくて。

それで、これは保険料が、将来的には、目標値達成されなければ、90がいつまでも90に

なったり95になったりしたら保険料が上乘せされるという話も聞くんですよ。そういうことになるんでしょうかね。個人の保険料が高くなる。

それでまた、テレビなんかで見ても、その企業で、保険料の支払いが、いつかNHKでやっていたのが、10億円ぐらいふえるからということで、社員の胴回りをどうするかを真剣に考えなければならない。いろいろな保険組合でも10億円とか20億円という負担増になる。そうすると、国保の中でも補助金その他の問題もあわせて負担増ということが考えられるとしたら、これをどういうふうに市民に徹底させて、健康管理もあわせて対策というのを考える必要があるのではないのでしょうか。

先ほどの回答は、ちょっと通り一遍のようにしか聞こえませんでした。そういう対策は考えられるのかどうかということ、私は一つは確認しておきたいと思います。

それと、特例市の問題ですね。私は、市長さんの回答を聞いたときに、それは地方分権、地方自治ということで、これから権限が大きくなれば結構なことだと一面では思いますが、10万人の都市しか適用されないのが、なぜ合併したら5万人以上になったかというのが一つは不思議なんですよ。

それと、この一覧表ありますね。先ほど資格が要らないようなことをおっしゃられましたけれども、例えば都市再開発法、都市計画法とか、地区区画整理法とか、これは宅地建築物の取り扱いの免許とか1級建築士の免許ということが、それだけの知識と免許が必要になるんじゃないのでしょうか。ただ単に、来た書類を見て、法律どおりだから判こ押せばいいというふうな問題じゃないと思いますよ。そのほかに下を見ると、火薬類取締法、30業務ということで、先ほど大分ありましたけれども、火薬類というのは危険物取り扱いで、私も建築現場にいましたからそういう講習を受けて資格を持ったことがありますけれども、そういううるさい規制、うるさいと言うと語弊がありますけれども、一定の知識があってどういうふうに判断するかということ、を任せられる資格者が必要じゃないのでしょうか。もし必要でしたら、先ほど回答にもありましたが、やはり研修するなり、資格を取って、この道ならこの人に聞いたらわかるという専門の職員を育てるぐらいのことを考えないと、ここに書かれている多くの業務を有効的に推進していくということは不可能になるんじゃないのでしょうか。

私は、一番初めの後期高齢者の問題でも言いましたけれども、後期高齢者あり、国保あり、介護あり、普通一般の健康保険証ありと、いろいろな制度が上に重なっているような感じがするんですよ。そうすると、どうしてもそういうことに精通する専門の職員というのを養成していかないと、行政はスムーズにいかないと思うんですけども、この問題を見たときに私はそれを痛感しました。資格が要らなくてもいいんだということばかりでなくて、むしろ積極的にそういう資格等を持って、市民に対してちゃんと説明できる、許認可業務ができるというふうにしていくことが私は必要だと思います。

それと、新交通システムの問題ですけれども、これは私は実施していく過程の中で、相

当改善される余地もあるのではないかと思うんですよ。この間の全員協議会で、前回よりも詳しい資料が提出されました。それもずっと見てみて、スムーズにいけばうまくいかなというふうにも感じるわけですが、今度の市報で皆さんのところへ届けるというふうになりましたが、登録して予約するというシステム、ちょっと面倒くさいということをお先ほど杉山さんも言われましたけれども、年配者でもそういう手続がやりやすいというふうなことをよく考えていただいて、ぜひ成功していただきたいと思うんですよ。やりました、おかしくなりましたでは、私は困ると思うんです。

福祉バスとの整合性の問題は、今ここでは言いませんけれども、それもどうするのかという点もあわせて、ぜひ私は、この辺のことについては、今後の実施の中でいろいろ検討していただきたいというふうに思います。

処分場の問題、NTTがこういう新聞記事を出したわけですから、私もそれを見まして、これは具体的に搬入されているわけですね、今の処分場に。

ただ、処分場に搬入されているわけですが、覆土として使っていると。もし先ほどの部長の説明のように、放置しておいたら自然界に出てしまうから埋めるということなら覆土には使えない。

どうでしょうか、それを2回目に。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 鈴木（貞）議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

今、資格が必要なものについてというお話がございました。私どもの方でも、その部分につきましても、逆にいいますと、県から私どもの方が導入するときには、おいでをいただきご指導をいただくと、出向をしていただきながら対応する部分もでございます。

それから、専門性ということでございました。専門性につきましても、私どもの方も、今でも職員を県に派遣し、いろいろ資格関係、そういうものを勉強させているところでございます。

これらのまちづくり市を受けるに当たっては、そのようなことを十分配慮しながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、デマンドの運行システムということでございました。これは前から、私どもの方も試行ということがございます。その中で、いろいろご利用いただく皆様からご意見をいただきながら、この部分については、その都度私どもの方も、ご利用がたやすくいただけるように十分配慮しながら、この部分決まったことではなくて、これからも改善をしながらデマンド交通については対応していくということで考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。



保健衛生部長（仲村 洋君） 鈴木（貞）議員の再質問にお答えをいたします。

市の独自の減額ということでございますが、現時点では考えておりません。

それから、包括制のことでございますが、国においてまだ未確定な部分が大分あるということで、周知については、情報が入り次第、早急に住民に周知徹底を図っていきたいと考えております。

メタボリックシンドロームにつきましては、現在、先ほどお話をいたしました笠間市の特定健康診査等実施計画書を作成しております。そういった中で、その基準に基づきまして今後対応していきたいと考えておりますが、5年をスパンということで、議員がおっしゃられるように、10%前後の健康指導の結果に基づきましてペナルティーというか、そういったものはあるということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 先ほどの鈴木（貞）議員のご質問で、市の業務の委託についての答弁の方でちょっと訂正していただきたいものがございます。

取り扱い店の手数料が総額で約1,500万円と言いましたけれども、1,050万円に訂正願いたいと思います。

次に、2回目のご質問で、エコフロンティアかさまに搬入している残土、大口の受け入れは、現在、受け入れということで入っておると聞いております。これにつきましては、受け入れ基準値を下回っておれば受け入れるということでございます。

覆土として利用しているとは聞いておりませんが、そういうことで基準値内を下回っているものについては、受け入れているとのことでございます。

議長（石崎勝三君） 最後、7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今、回答をいろいろいただいたわけですが、わかりにくい面もありますし、これから県や国が決めて、そういうことを徹底してくるというふうに思いますけれども、殊に後期高齢者問題、そのようなときには、速やかに議会の方にも、また市民にも、私は知らせてほしいと思うんですよ。

今回の一般質問を準備するときが一番思ったことは、市の行政がちょっと複雑になり過ぎるような傾向になるんじゃないかと。例えば同じ医療や福祉でも、国保あり、介護あり、後期高齢者医療というふうに積み重なってくる。新しい制度その他が発足するたびに、新しいソフトを入れたり、それに対応する職員とか事務量がふえていく。私は、どうも行政がスリム化と言われながらも、殊にこの特例市の問題で考えると、県や市からのただ単に肩がわりにならないように、その事務その他、給与なんかは保証されるのかどうか。研修はいざ知らず、そういう事務に対する費用というのは国や県が保証するのか、実に疑問なんです。そうしないと、ただ単に肩がわりで、市は負担ばかり大きくなるということになりかねないと思うわけです。

私は、あえてここで介護保険制度の問題に触れて最後終わりたいと思いますけれども、さっき言ったように福祉や医療関係の行政というのが煩雑過ぎて、また来年からもそういうふうになったときに、実際には職員をどのくらいそこに充てなきゃならないのか。事務量もふえてくるだろうし、それに精通しない場合にはどういう事務をしていくのか、ちょっと心配です。そのことは、実際的に市民へのサービスが滞りがちになって、行政に対する不信感というのが募るのではないかと。そのことがないようにこれからはなければならないと思うんです。

先ほど私は減額の問題に触れました。ことしの夏の参議院選の結果とはいえ、ここにこういう予定だというふうに減額措置のことが載っていますけれども、ただ単に半年から2年ぐらいの間だけ、しかもこの制度に加わる数%に満たない人だけが減額されるという、こういう予定が載っているわけですね。今までこのような制度が出されたときには、法律が出たときからそういう減額とか緩和措置というのはあったと思うんですね。ところが、その後今だって法律は決まってないんですからね。減額されるかわからないわけですから、私はこれはすごい欠陥だと思うんです。

それで、最後に言いたいのは、日本の医師会が、ことしの2月28日に発表した後期高齢者医療制度についての日本医師会の考え方というのがあるんですよ。そこには、公費割合を9割にしないとこの制度は成り立たないと。なぜかというと、後期高齢者には病人ばかり集まってくるんだと。発症率も高いし、入院やなんか、保険原理が、そういう人ばかり集めた保険制度では保険原理というの働かないと。もしそれをちゃんと運営するには、社会保障制度として運営するには、公費負担割合を9割にすべきだということを強調しているんです。この制度の最大の欠陥だと思うんです。

私たちは、今も、4月実施というのは中止して、むしろ撤回すべきだというふうに考えております。これからも、この問題については、担当者等々といろいろ話し合いその他を進めながら、行政の一層の改善というか、不都合のないように行政が進むように希望して、私の一般質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まちづくり特例市の導入につきましては、私は、県や国の権限を肩がわりするという考え方は持っておりません。やはり合併前に1市2町でそれぞれできなかったことをすると、それもまさしく合併の効果であると思っておりますので、県や国から押しつけられてやるということではなく、8万の市として、住民に身近な行政体として、先ほど申し上げたように、スピーディーに効果的なサービスを提供するために導入を目指していくということでございます。

それと、後期高齢者制度のことを含めてでございますが、市の行政というのは、国や県の制度の中で住民サービスを行って動いていくものと、また市独自で住民サービスを行っ

ていくものがございます。この後期高齢者の制度は、まさしく国がつくって市町村が末端の行政として事務を行うということでございますので、そういう意味においては、やはり私どもは、市として意見がある場合は、当然、県なり国に意見を申し上げていく考え方で今までも行ってきたわけでございますが、そういう国の制度、県の制度で住民サービスを行っていくということであれば、その制度にのっとって、改善するものについては意見を言いながら、しっかりと適正に実施していくことが市の行政の役割であると思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君の質問を終わります。

次に、6番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

6番（鈴木裕士君） 議席番号6番鈴木裕士でございます。

通告に従い質問いたします。

質問の第1は、学校給食における地元産野菜の消費についてであります。

現在、食の自給率が問題となっており、中国産野菜の農薬問題、あるいは穀物類の高騰によりまして、これまでのトレンドに変化が見られるようでありますけれども、それでも我が国の自給率は4割を切っているのではないかと言われております。食の自給、これも大きい意味での地産地消でありますけれども、私は、もっと地域を限定した範囲で質問を行わせていただきます。

質問の趣旨説明の前に、まず、事前通告をしておりました市内小中学校の給食で使用する農産物、野菜、果実、それに、分類集計が可能であれば牛乳を含めた畜産物が対象です。みそなどの加工品、あるいは米等の穀物類は除きます。

これらの全体の金額がどうなのか。そのうち地元産、当然笠間市内産でありますけれども、この金額及び割合がどれぐらいになるのかをお伺いいたします。それに、集計の対象となった期間といえますか、時期、これがいつのものをとったのかということについての質問でございます。

とりあえずは、1回目の質問以上で終わります。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、1時に再開いたします。

午前 11時49分休憩

---

午後 零時59分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番海老澤 勝君並びに14番中澤 猛君が所用のため退席されました。

19番市村博之君が着席いたしました。

教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の方法につきましては、友部地区の7校については自校方式、各学校で調理したものを児童生徒に提供しているということです。食材につきましては、各学校で注文、購入をしております。また、笠間、岩間地区についてはセンター方式をとっておりますので、各センターがそれぞれメニューを作成して提供しているという状況でございます。

議員ご質問の野菜や果実等の金額及び地元産の食材の割合でございますけれども、18年度実績で申し上げたいと思います。

友部地区では、野菜以外の果実、畜産物等のそれぞれの集計は出ておりませんが、食材、米、牛乳、冷凍食品等を含むものの総購入金額では1億3,600万円程度でございます。野菜の地元産の購入金額にしまして506万円という状況にあります。

次に、笠間センター分ですけれども、食材の総購入金額は1億1,500万円で、このうち野菜の購入金額は1,081万円でございます。また、そのうち地元産は47万円となっております。このほか畜産物の金額は約670万円ということでございます。また、果実については、果実のみの集計はありません。

次に、岩間センター分ですけれども、現在の食材の総額は約7,780万円です。このうち野菜が687万円、うち45万2,000円が地元産ということでございます。果実につきましては111万円で、地元産については、現在取り入れておりません。畜産物については217万円で、うち140万円が地元産ということでございます。

以上が、笠間市内の学校給食における地元産の使用状況ということでございます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 今、回答をいただいたんですけれども、私は、文書でもってこのような形でということをもって差し上げたわけですよ。にもかかわらず、私の質問したこととはちょっと離れた回答でありました。

この前の9月の定例会、この決算委員会におきまして、学校給食で地元産の食材、これを使用している割合を問い合わせしたんですけれども、その場では回答が返ってきませんでした。質問してから、恐らく3日ぐらい後の回答だったと思います。全国的に地産地消が叫ばれているわけですけれども、その当時は数字を把握していないと。行政の意識の希薄さ、それから執行部内の横の連携の悪さ、これに対してそのとき声を大きくしたのであります。

それで、後日、教育委員会より提供された資料によりますと、笠間給食センターで消費する野菜に占める市内産の割合は重量で4%、私は金額で幾らになるのかということをお願いしたんですけれども、返ってきた答えは重量で4%と。これは決算委員会での回答であります。

それと、岩間給食センターでは、市内産としては把握していませんということでありま

した。

それと、友部地区の各学校については、これは産業経済部から入手した資料なんですけれども、割合は把握されておりませんと。それで、金額でもって平成17年度が357万円、それから平成18年度、これちょっと前に入手した金額と違うんですけれども、18年度は553万円ということでありました。先ほど教育次長の方から回答あったものとは、ちょっと金額に食い違いがあります。

こういった食い違いあるのはあるんですけれども、先ほども言いましたように、私が期待したような答え方、答えの内容、実態ではありません。答えの内容、これもやっぱりかけ離れております。ちゃんと文書で前もって出してあるんですから、余計なことは必要ありません。こちらが求めている数字、これを出すようお願いしたいと思います。

行政に携わる方、せめて市内産の産物の動向、これには十分な関心を持っていただきたいのであります。世界レベルで観察しても、これまで外交交渉において問題になってきたのは、農産物、これについてであります。各国それぞれの国は、自分の国の農産物を輸出するのに精いっぱい努力をしております。その最たる例が、アメリカの牛肉輸出問題であります。自国の農業、これを守るために、農家を保護するために、政府を先頭にして輸出に躍起になっております。行政府がセールスマンになって、売り込みに奔走している姿であります。

宮崎県であっても、知事が先頭に立っております。執行部の皆さん方は、この点をよく認識していただきたいのであります。

我々の笠間市を見ますと、面積の約27%を田及び畑である農地が占めておりますけれども、農業従事者の高齢化などから荒廃が進んでおりまして、セイタカアワダチソウの原野がどんどん拡大しております。この大きな要因は、生産性の問題もあるでしょうけれども農業での収入の不安定、労働力への対価が不十分である、こういったことから来る後継者不足と高齢化にありまして、米の生産調整、価格の下落の問題もあり、農業はまさに斜陽産業に近いような状態にあります。

私は、この学校給食の問題として今回質問しておりますが、学校給食における食材の地産地消、これには二つの利点があると考えております。その一つは、新鮮さイコールおいしさ、うまさ、これです。

私は、小さいころ、トウモロコシ、これはお湯を沸かしてからトウモロコシを取りに行きなさいよと言われたことを今でも覚えております。芋類、あるいはカボチャ、こういったものの一部を除けば、野菜は鮮度が味を決めるものであります。季節に応じた新鮮な野菜、なったまま完熟した果物、これを食材にするということは、うまい食事を提供することの基本であります。子供たちの野菜嫌いを防止することにもなるわけです。これが第1の利点。

ちょっと余談になりますけれども、私は、サラリーマン時代、半分の時間都会で過ごし

たわけですね。そうしますと、ゴボウ、これ結構保存のきくものですよね。保存きくものですが、都会で食べるゴボウ、恐らく食べた方いらっしゃるかどうかかわからないですけれども、固いこと、香りのないこと、本当に木の根っこを食べているようなものです。トウモロコシでも同じような問題であります。

話は本題に戻りますが、地産地消のもう一つの利点、これは市内の農業の活性化であります。地元の農家サイドにおきまして、ミネラルをより多く含んだおいしい野菜を提供できるよう、いろいろ研究している例も見受けられますし、あるいは栽培方法に工夫を凝らしたり、新しい品種の栽培に取り組んでいる方々もたくさんいらっしゃいます。

学校給食において消費する農産物について、あらかじめ品目や値段、これを提示して農家に協力を要請するというをやれば、今の技術をもってすれば、現在流通している食材の大部分、これは市内で賄うことができるんじゃないかと。そうすれば、また農家の収入の安定、それと地域の活力増強に寄与して、これが笠間市全体の活性化に結びつくものと私は思っております。

以上が、第2の利点でありますけれども、先月末の新聞報道によりますと、昨年末に教育基本法が改正されたことに伴いまして、文部科学省は、学校給食について、今までの学校給食の目的、いわゆる栄養の改善、この栄養の改善から、地元で昔から使われている食材を給食に活用して、生産者との交流、あるいは生産現場の体験を通じて感謝の念や郷土への愛着を育てる、こういったことへ方針を転換すると載っております。

このような趣旨に沿いますれば、まさにこの笠間は、食育の場として最適なところであると言えると思います。

同時に、学校給食では地産地消をどんどん実施しなさいということを言っているわけですね。これは来年からの問題でありますけれども、学校給食で地産地消をどんどんどんどん進めなさいと、これを文部科学省が打ち出しております。

先般、クラインガルテンで笠間産の食材を使用した催し物が行われました。市長、そのあいさつの席上で、笠間にこのようにたくさんの食材があることを改めて認識しましたといったような発言があったように記憶しております。市長の言葉には多少リップサービスもあったかと思いますが、市長に限らず、行政、教育に携わる方々が、どのようなものがこの笠間市で生産されているのか、あるいは生産可能であるのか、認識を十分に持っていたいただきたいと思います。

それから、当日、続いて発言された食生活改善の会長さんだっと思いますけれども、いわゆる南限、北限両方の食材がとれるところ、これは茨城県を指したのか笠間を指したのか、ちょっと記憶が定かでないんですけれども、南限、北限両方の食材がとれるところという発言がありました。果物でいいますと、リンゴは南限、ミカンや甘柿、これは北限と言えるかと思いますが。

このように、国内で生産されるほとんどの食材は、この笠間で生産が可能であると思わ

れますし、今の技術では、たくさんの種類について周年栽培が可能となっております。

学校給食ということになりますと、一部に安定供給への不安、農薬使用の問題、虫の混入、こういった問題について指摘される部分もありますけれども、安定供給については、どうしても入手できない場合に限って他産地のものを使用すればよいかと思えますし、農薬使用の問題、これも生産者の自主規制が厳しくなっておりまして、外国産よりも安全性は確保できると思えます。一部には、他の地域のもの、あるいは外国産のもの、こういったものの方が安く入手できるという考えもあるかと思えますけれども、長期的に見れば金額には余り差は発生しないと考えております。

うまさは何事にもかえることはできません。安全でうまい食材の提供、そのためには、多少予算を割り振ってでも、余計に予算を割り振ってでも、学校給食に占める地元産野菜類の使用割合を引き上げるべきと、こう考えますけれども、市長の考え方をお聞かせ願います。

それから、事前通告をしておりますけれども、学校給食で使用する地元産野菜、これをこれから今までの3倍、4倍使用するということについて、やはり考えをお聞かせいただきたいと思えます。もし事前通告がないからだめだというなら、それでも結構です。

それから笠間市内には、スーパーストアなどの野菜、果物を販売する店、あるいは中央病院などの大きな需要先があります。行政としても、JAなどと連携するなどして地元産野菜のコーナーの設置、あるいは既にコーナーが設置してあるならば、面積の拡大、これに力を注ぐべきと考えますけれども、現況はどういう状態なのか。それに、今後の施策について、担当部長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、芸術の森公園の駐車場の問題であります。

ことしの5月連休の陶炎祭と11月の匠の祭り、それぞれ顔を出してきましたけれども、駐車場には苦勞いたしました。匠のまつりは、公園を一周してやっと見つけ、陶炎祭は入り口からはるか遠く離れた狭い空き地に駐車した状態でありました。

芸術の森公園は、県立であって、県が管理していることは承知しております。また、両方のお祭り、これも市が直接開催しているものでないことも承知しております。しかし、長期間開催される菊まつりと違いまして、短期間で開催されるこの笠間市の大イベント、特に陶炎祭は開催日が3日から4日、それで新聞報道によりますと20万人から30万人の方が訪れるということでありまして、1日当たり6万人から7万5,000人が訪れる。今は、ほとんどの方が車で来られます。1台平均2人が乗っているとしても、3万台から4万台近くの車が集まるわけです。仮に3時間駐車したとしますと、1日で3回転ぐらいになると思われましてけれども、平均的に1万台から1万2,000台、これの駐車場が必要になる計算であります。これはあくまでも平均的な数字でありますけれども、時間帯によってはこの3倍近い数字になるはずであります。

しかしながら、公園の駐車スペース、これは私がぐるっと見渡した限りでは、大体

1,300台ぐらいかなと。恐らく1,500台の駐車は無理かなと思われま。それで、なおかつバスの駐車スペースはほとんどない状態。陶炎祭は5月の連休に開催されて、大体天気がよくて暑さを感じる季節であります。渋滞の中で2時間、3時間過ごすことになります。さらに、交通渋滞は陶炎祭に関係ない人へも迷惑を及ぼします。一方、稻荷神社周辺の駐車場を用意したとすると、20分から30分近く歩かなきゃいけないという状態であります。中にはお年寄りもいます。お客さんどうするでしょうか。その日は何とか過ごすでしょう。だけでも、もう二度と来ないというお客さんも結構いるんじゃないかなと。

しかし、この肝心の駐車場不足問題、これは真剣に取り組んできたように思えないのであります。笠間西インターが開通して、来場するルートはふえることになります。それから、国道355号、このバイパスも何年か後には開通するかと思います。しかしながら、この駐車場不足という問題は、今のところ解決する見込みがないように思えるのであります。

ことしの夏、猛暑だったんですけれども、海水浴場もたくさんの客でにぎわいました。大洗、ここはたくさんの方が集まっていたけれども、全然待たずに駐車場に入ることができました。スムーズに会場に入れて、心ゆくまで楽しんでいただく、これが客を迎える観光地、あるいは地元としてのあるべき心遣いじゃないかと考えております。そうしますれば、リピーターも増加して、行政としてもバックアップをすべきと考えます。

それで、質問ですけれども、駐車場問題の解消、これに対して市の行政としてどのような対策を考えているのか、お伺いします。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほども次長から説明がありました。笠間市の学校給食は、笠間、岩間地区はセンター方式であり、友部地区については自校方式をとっております。センター方式、自校方式ともに、地元産の野菜の消費については、必ずしも地元産、笠間市での生産ですね、その野菜の消費拡大にはつながっていない状況であると私も思っております。

議員もおっしゃるように、学校給食の基本は安定供給が必要不可欠であることから、地元産のみの野菜では需要すべてに対して賄うことは困難であり、県内外の野菜に依存する割合が高くなることは避けられない状況でございます。

一方で、地産地消が推進される中、生産者の顔が見える、安全安心で新鮮な食材の提供が受けられる学校給食が必要であるということは感じているところでございますし、地元産野菜の割合を高めたいということは考えております。

市としましては、地元産野菜の消費拡大推進に当たっては、予算以外の部分で、例えば納入システムの課題、さらには生産者、納入業者、JA、学校、行政、こういうものに対しての連携を図っていくことが私は重要であると思っております。



現状については、こういうそれぞれの今申し上げたような連携というのは、うまく図っていないという課題もございますので、こういうものを連携を通じてシステムから見直しながら、地産地消を進めていく必要があるのかなと考えておりました、今後、課題として取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 6番鈴木（裕）議員さんから、2点、地元野菜の消費推進、あるいはPR、さらには芸森の駐車場の2点ご質問いただきました。

まず、地元産野菜の消費推進とPRの件でございますが、現在、笠間市内の野菜生産農家、大部分が自家生産、自家消費というのが圧倒的に多いわけでございますが、認定農家だけで15名ございます。この方たちのつくった野菜類の納品先は、笠間、水戸、石岡の市場やJAの直売所、また友部地区の学校給食、さらにはスーパーなどへも納入がされている状況でございます。スーパーでは、特設会場を設置しまして、地元野菜等の看板のほか、生産者の住所氏名あるいは写真を表示し、安心安全、生産履歴も明確で品質のよい野菜を供給しております。

ご質問のスーパーでの販売も年々増加傾向にございまして、現在、市内5店舗、約20名の方々が、野菜、シイタケ、米などを出荷してございます。さらに、そのうち1店舗では、今月から、JA茨城中央が直接納入し、スーパーとの連携を図っていく予定になってございます。

次に、県立中央病院では、1日当たり1,000食をつくってございます。納入業者につきましては、月ごとに入札で決定しておりました、この中で、野菜の納入業者につきましては、市内の2業者が納入をしている状況でございます。

地元産野菜の販路拡大については、大いに期待をしているところでございますが、何と申しましても、クリアしなければならない大きな諸問題がございます。それは、一つは品ぞろえであり、通年供給であり、また価格の問題であり、あとは規格の統一、あるいは継続性など大きな問題もございます。農家や生産組織の育成も大きなかぎを握っている状況の中で、今後、JAと情報交換を行い、調査研究をして進めていきたいと考えております。

笠間市の農業の活性化を図るためには、課題問題が山積しております。担い手の育成や生産組織づくり、米やクリのブランド化戦略を軸にさまざまな施策を実行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、駐車場の問題でございます。陶炎祭については、毎年20万人を超えるイベントに成長しまして、ことしは前年比14%増の約27万人となっております、春の集客数では、ここ数年県内トップのイベントとなっております。

しかし、車でのお来場者が多く、南、北、東駐車場に約1,000台収容できるスペースがこ

ざいます。イベント開催時には満車になり、渋滞が起きている現状でございますが、このようなことから、実行委員会と行政が連携し、笠間中学校グラウンド周辺、あるいは周辺民地空き地を借用し、臨時駐車場や国道355交差点信号を時間差にするなど、対策を実施してきたところでございます。

しかし、すべての車が駐車場まで渋滞なく来場されることは非常に難しいと考えておりますので、公共機関の利用促進、さらには周辺の臨時駐車場の確保や交通案内の徹底などを、実行委員会と協議しながら検討してまいりたいと考えてございます。

さらに、実行委員会において、交通状況について把握するため独自の交通調査を実施しておりますので、今後も、引き続き笠間焼協同組合、陶炎祭実行委員会、そして行政で連携した交通対策について、周辺の方々の協力と理解を得ながらさまざまな協議を行って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 地産地消の問題について、現在問題点になっているものがいろいろ抽出され、提示されたわけですけれども、もちろん生産者側も、いろいろな種類の違ったもの、あるいは絶えず供給できるという体制、こういったものもつくる必要があるかと思えますけれども、先ほど話がありましたように、そういった体制づくり、組織づくり、こういった面についてより一層の努力をお願いしたいと思います。

それから、駐車場不足の問題でありますけれども、先ほども控室でちょっと話が出たんですけれども、私もちょっと考えるには、駐車場不足の解消策として、足利のフラワーパーク、この例が非常に参考になるんじゃないかなと思います。5月のフジの花、これからのイルミネーション、これ見事なものがありますけれども、毎年たくさんのお客さんが訪れます。常設の駐車場、これは本当に目につかないぐらいの小さいものでありますけれども、このフジの花の季節、休日に行っても、こちらから行った場合、50号を右折するとき二、三十分渋滞する、右折する関係で渋滞する、あとはスムーズに駐車場に入れます。

なぜかといいますと、ここは田んぼを駐車場として使用しておるわけですね。見当たらないぐらい、恐らく10町歩ぐらいあるのかなという見方をしてきましたけれども、相当広い面積であります。

今、JAを初め、県としましても、うまくて品質のいい米、これをつくるために田植を5月5日以降に行うようにと農家に呼びかけております。陶炎祭が終わるのも5月5日ごろであります。そして、芸術の森公園の東側、ここにはかなりの面積の田んぼがあります。行政が先頭に立って農家に説明、理解を求め、連休明けまで駐車場として利用させていただくよう協力を求めているかがかということでもありますけれども、この辺の考えをお伺いします。

それから、該当地域、丘陵の谷合いにあります。このために湿田が多いようであります

けれども、管渠排水、これを実施すれば、ある程度問題は解決するのではないかなと思われれます。

それと、もう一つの事例としまして、毎年6月末から7月初めにかけて、宍戸ヒルズゴルフ場でのゴルフ大会があります。ご承知のように、観戦者用の駐車場、これは3キロぐらい離れた場所に駐車場を設けまして、バスのピストン輸送によって客をほとんど待たせることなく会場へ移動させております。なおかつ途中の案内、要所における誘導、これもしっかりしておりまして、渋滞が長引くことはほとんどありません。

このように、畜産試験場跡地みたいな広い場所、これを駐車場として借りまして、専用バスで来場者を送迎するというのも考えるべきだと思いますけれども、いかがなものでございましょうか。

それで、先ほど回答の中で、公共機関を利用してもらうとか、あるいは臨時駐車場を設けると。現実に、この陶炎祭なんかでも、臨時駐車場どこにどういったものがあるのか、こういった情報も、やっているんでしょうけれども、余り開示されてないというか、使う側にとっては、どこにどんな駐車場があるのか、そういった案内も不十分という気がいたします。

現在、地域の活性化、笠間市の活力が問題となっておりますけれども、農家の農業離れ、これが顕著になっておりまして、経済全体に占める農業の割合は低いものでありますけれども、やはり農家が潤うこと、これによって地域の商店もにぎわって、ひいては笠間市の活力、これがよみがえると。先ほども言いましたけれども、こういったように考えております。

農産物の価格が安定すれば、生産者も計画的に設備を整えることができ、作付も安定して行えるものであります。このようなシステムをつくり上げること、これが行政の役割と考えております。そのシステムの基礎が、学校給食に対する地元産野菜の供給であると思います。

先ほどの中でも、消費者側、いわゆる学校給食側、それと生産者側、それぞれ問題がありますけれども、お互い連携をとり合って、どうすれば地元産の野菜類、これの拡大に結びつくか、ここに的を絞って今後の討議を進めていただきたいと思います。

全国的に通用するブランドの農産物、これをつくって販売するというのも大切なことではありますけれども、まず、売れることを知ってもらって、生産してもらおうということがスタートじゃないかなと思います。

今月9日の茨城新聞で、地元産野菜の購入を希望する消費者、これは9割に達しておりまして、生産者も地元への出荷などで生産意欲が向上した方が半数を超えていると、こういったものがトップ記事で報道されております。

新鮮で安全安心が喜ばれまして、消費者の反応が直接感じられる地産地消、これについては、今、一番に行政が取り組むべき問題の一つであって、学校給食で実践することは、

何にもかえがたいアピール方法と考えております。

私は、この話の冒頭に、執行部内の横の連携が悪い旨の発言をいたしました。農政部門は、うまくて安全な農産物をつくって売ろうと、こう考えているわけですがけれども、学校給食で使用されている地元産の使用割合、これを把握していない。金額、先ほどの回答で、ある程度の傾向といいますか、全体の動きはわかりましたけれども、それまでは地元産野菜の使用割合、これが把握できていない。金額を把握しているけれども、それも一部分だけという状態でありました。

一方、教育側は、どんなものが市内で生産されているのか余り知らないんじゃないかなという気がいたしますし、地元産がどれくらい使用されているのか、ほとんど無関心じゃなかったかなという気がいたします。

常日ごろ、各部署間の接触を密にして、各部署の問題点、これを提起し合って、教育側は、必要な食材のリスト、これを開示すれば問題は直ちに解消して、うまい食材を食べることができて、生産者が潤うことになるという気がいたします。

農家の方は、買ってもらえる農産物をつくるのに汗を流して、どうしたら売れるか頭を絞っております。役所の最大の欠点、弊害であります縦割り行政、これの打破、市長並びに幹部の皆さんは一層の努力をされるよう要望いたしまして、私の質問を終わりいたします。

では、先ほどの回答だけお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、12月9日日曜日に茨城新聞の一面トップで、大々的に関東農政局地産地消の調査が載ってございました。この中で、非常に参考になる部分もございます。

市の方としましては、やはりご指摘の地産地消、あるいは農村の活性化、そして、今、大きな課題であります耕作放棄地対策、いろいろ含めた中で総合的に進めていきたいと思っております。これにはやはり農家の意欲というの大きなかぎを握っているということをお考えしますので、それらも含めて、ソフト、ハード含めて、積極的に今後進めていきたいと考えております。

それから、駐車場不足の解消策としまして、足利フラワーパークの事例をお話しただきまして、笠間の隣接する水田利用を考えてはどうかというご質問でございます。

基本的には、いろいろ考えて、組合や実行委員会、市とも考えて、何回もやって、非常に頭の痛い問題でございます。しかし、笠間に年間に320万人来るということは、1日に直しますと8,500人、これもちょっとデータの疑問もあるところなんですけれども、やはり圧倒的にマイカーが多い中でマックスでとらえることは非常に困難だと。市としては、やはり通年観光を目指して、平均的に人を呼ぼうというのが大きな柱でございます。

そういう中で、この駐車場問題でございますが、やはり連携しながら積極的に進めてい

かなくちゃならない問題というふうに理解をしておりますので、ことしも臨時駐車場ふやししたり、また来年もどうするという話も既に起きておりますので、その辺も含めて連携して進めていきたいと思えます。

また、横の連携の話がございまして、当然、農業関係だけでは、JA茨城中央、さらには普及センター、そして市、農政課、これは定期的に会議をしながらテーマを定めているとやっております。しかし、なかなか奥が深い、幅が広い、問題をたくさん抱えている関係から、一気にぱっとというわけにはいきませんので、進めているところでございます。

また、議員ご指摘の教育委員会との連携も、これから視野に入れながら積極的に進めていきたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、5番藤枝 浩君の発言を許可いたします。

5番（藤枝 浩君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、行政改革についてお伺いいたしますけれども、市長になられて1年7カ月がたちますが、市長誕生してから初の第1回定例議会において施政方針を表明されました。その中で、行財政改革の断行をしますと言っておられました。その後、事業等の一般競争入札の導入とか、指定管理者制度等々、そして今回も何件か議案が出ております。そして、ことしの4月には、合併管理室から行革推進課として昇格してスタートしたわけですが、そういう観点から考えますと、意気込みがあり、行政改革は着々と進んでおり、私なりに評価している次第ですが、そのほか、市長になりました当初から現在までに、これだけぜひ改革しなければならないと思っていることがあれば、ぜひ主なことだけでも結構ですので、お聞かせ願いたいと思えます。

2点目に、農業委員会のことですが、事務局は岩間にあるわけなんです、旧友部の本庁と笠間支所には農業委員会の受け付けも係もない、これは大変不便であると市民の方々からよく言われます。

私も、実際、今まであったものかないというのは不便に感じています。本庁舎に来て全部用を足せないということも一つの原因になっているのかなと、そう思っております。この問題について、行政改革の中で十分に議論されているのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思えます。

それと、本庁舎と笠間にはこういう受け付けも係もないと。このことについての所見をお願いしたいと。

次は、市道の道路改良工事と歩道橋の設置についてでございますが、友部池野辺線の改良事業についてですが、この市道は、旧友部地区の1級3号線の終点から池野辺まで道整備交付金事業で行う事業で、平成18年に多分採択されたと思えます。これは5年間でやる

事業だと思うんですが、これは5年間で完了しなければならないと思いますけれども、これに合併特例債も利用して多分やるのかなと思っておりますけれども、池野辺の人たちとか地域の住民には、本当にここには道路できるのかとよく聞かれます。

私は、友部地区については、もう買収契約できる状態まで進んでいるので、この道路は完全にできますよということでお話はしているんですが、どうも今のところは目に見えないと。ただ、現在、一部は測量発注しているという話は聞きました。これについては、地元の区長さんに現在の事情を説明しながら協力をお願いしておけば、地元の方もご理解できると思いますので、そつのないように周知徹底をしておいていただきたいと思います。

この地域の人たちは、本庁舎に来るにしても、友部駅に来るにしても、一番近い道路があります。そして、現在では狭くて救急車も通れない状況であります。今までは、杉崎、現在の水戸市ですね。杉崎から大橋へ行く道路を使って、救急車は、内原が広域になっていましたので、そちらの方から行っていましたが、今度は向こうも水戸市に編入されて、笠間市の友部地区でいくのか笠間地区でいくのかわかりませんが、いずれにしてもなかなかすぐに行けないと、そういう事情がありますので、何とか早くできるように、担当部の方で速やかにやっていただきたいと思います。

あと、関連があるので続けて申し上げますが、実は、国道50号線にかかっている横断歩道橋ですが、これは昭和44年に設置されて38年間も経過していますが、現在ではさびで腐食し、大風が吹いたときなどは、正直言ってぐらぐらしているんですね。そして、この歩道橋は、支柱が歩道の内側にあるため、それと国道が左カーブになっていますので、とにかく市道の方から出るのが見づらくて、死亡事故とか、小さい事故等についてはしょっちゅうあると。友部池野辺線も開通になれば、旧友部地区の1級3号線と結ばれるわけでございますので、ぜひ国道50号と市道1級3号線の交差点にスロープ型の歩道橋を設置していただきたいと思います。所見をお願いします。

それと、最後になりますが、市道1級11号線の県立友部病院から大洗友部線の旧道まで、これは旧友部地区で下水道をつくる時に条件としている道路なわけでございますので、一部は改良工事やって終わっていますね。その手前と先、特に先の場合は大雨が降ると道路上を斜めに横断して雨水が物すごく流れます。それと、排水が素掘り側溝みたいな状態なので、詰まったり何かして民家にも前は入っていました。今もひどいと思いますが、大雨のときは、その道路について現在どうなっているのか、お伺いしたいと。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 藤枝議員のご質問にお答えをいたします。

まず、現在までの取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。

私は、市長に就任する際、四つの基本姿勢を掲げて、旧3市町から引き継いだすばらし

い各地域の特色を生かしつつ、新しい笠間市の形づくりに取り組むために、総合計画や行財政改革大綱などの各種計画を新たに策定することにより新市の方向を示し、これらの計画に沿って事務事業を実施してまいりました。

四つの基本姿勢の中の一つに、まず、公平公正な一つのまちづくりでございます。3地域の市民サービスの公平性を確保するため、合併後の制度調整や補助金の検討などを行いました。合併後の制度調整については、全体項目1,469件のうち、合併後に統一するとした制度が190件ありました。市民に公平なサービスを提供するためには、早期の制度の統一を行わなければなりません。市民への周知期間や経過措置などが必要になっている制度については方針を明確にし、統一が可能な制度については統一を図ってきたところでございます。

2番目には、住民との対話、連携協働でございます。各地区での市政懇談会の開催や、行政主体の事業実施から市民との対話に基づく連携協働事業として各種のイベントを開催しております。

三つ目には、開かれた市政、情報公開ということで、市のホームページの活用など広報広聴の充実、またパブリックコメント制度を積極的に活用するとともに、わかりやすい笠間の予算の作成や各種会議の原則公開など、新たな取り組みを行ってまいりました。

4番目には、行政改革の断行ということでございます。合併が市町の最大の行財政改革でしたが、より一層効率的な効果的な行財政運営を行うため、総務、企画等の管理部門のスリム化、効率化により、市民サービス部門の充実や新たな行政分野に施策の展開を図り、また財政基盤の強化による基盤整備等の重点化を図るために、事務事業の整理統合、合理化及び施策の重点化に取り組んできたところでございます。

これからの改革ということでございます。これまでも含めて、笠間市での市民サービスをより一層向上させるために、私も含めて、職員の人材育成と意識改革が重要であると考えております。そしてまた、今以上に効率的かつ効果的な行財政運営や市民サービスの向上を図るためには、新たな行政システムや市民との連携協働を築いていくことが重要であると考えております。

次に、農業委員会の事務局についてでございますが、合併協議会において個別方針として決定されて、現在、農業委員会は岩間支所に配置をしているところでございます。組織等につきましては、市民の方に対するサービスの維持向上が図られる組織とする必要があると考えております。

農業委員会の事務につきましては、農政課及び農政課分室において、農業者年金の現況届の受け付けなど、一部の事務の取り扱いを行っております。しかしながら、許認可等の事務など、受け付けにあっても専門性が求められる事務に対しては、正確かつ迅速に対応することが必要となることから、岩間支所の農業委員会事務局で取り扱っております。

実際、今まであったものがないというのは不便を感じることもあろうとは思いますが、

引き続き庁内の各課との連携を密にして、市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、藤枝議員のご質問、市道改良工事と歩道橋の設置についてにお答えしたいと思います。

まず、初めに友部池野辺線の拡幅改良工事の現状でございますけれども、この路線につきましては、旧友部町の小原地内と旧笠間市内の池野辺地内とを結ぶ滝川地区の土地改良区内を通過する新設道路でございます。

ご質問の進捗状況でございますけれども、友部地区におきましては、国道50号線から池野辺地区に向かう、いわゆる市道1級3号線と言われておりますが、この道路延長1,100メートルにつきましては、平成18年度に用地測量が完了いたしまして、19年度から用地買収に入っております。20年度には、一部工事が着工できるような予定となっているわけでございます。

また、池野辺地区についてでございますが、県道真端水戸線から国道50号線に向かう滝川の土地改良区のところ、ちょうど旧友部と笠間の境になっていたところでございますけれども、そこまでの2,500メートルにつきましては、平成18年度に路線測量及び詳細設計が完了いたしまして、今年度は用地測量を実施しているところでございます。20年度には用地買収を行いまして、一部工事に着工したいと考えているところでございます。

本路線につきましては、議員のおっしゃるとおり、池野辺地区から新市の中心部に結ぶ重要な路線でございます。さらには、災害出動等を考えますと、本当に幹線道路ということでございますので、今後とも地元の関係者と一体となりまして、平成21年度から22年度完成を目途に努力してまいりたいと考えているわけでございます。

次に、小原滝川地内の国道50号線にかかる歩道橋につきましてはのご質問でございますけれども、この歩道橋につきましては、議員おっしゃるとおり、橋脚が死角となっておりますことから見通しが悪くなっていることから、市道1級3号線の整備計画に合わせた歩道橋の移設要望が当該地区よりございまして、昨年6月に国の方に要望をいたしているところでございます。

議員言われるように、老朽化が進んでいること、また橋脚等に支障もなっているということから見通しが悪くて、車で市道から国道50号線に出るときは大変危険な状態になっているわけでございます。

そこで、今回、国道50号と1級3号線のバイパス道路との交差点に移設していただけるよう、スロープつきと今議員おっしゃいましたけれども、スロープにつきましては自転車押し上げ式のような形になるかと思っておりますけれども、そういった形での移設ができるよ



う、現在、国土交通省常陸河川国道工事事務所と協議中でございます。本年度末ごろまでには回答がいただける予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、もう一つのご質問いただきました市道1級11号線の整備でございます。県道大洗友部線を起点としまして、友部病院の入り口から県道平友部停車場線までの1級11号線の整備でございます。

整備する区間は、2工区に分けまして事業計画を立てているわけでございます。まず、1工区といたしましては、友部病院から旭町の十字路までの344メートルにつきまして、平成18年度に用地測量及び補償調査をしたところでございます。本年度に県と補助事業関係の調整をいたしまして、その結果、平成20年度に国庫補助事業であります緊急地方道路整備事業の採択を受けまして、さらに用地買収を行いまして、21年度には工事に着工できる計画予定となっているわけでございます。

また、残りの工区であります旭町の十字路から旧大洗友部線までの466メートルにつきましては、1工区が完了後、引き続き整備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 5番藤枝 浩君。

5番（藤枝 浩君） 市長にいろいろ所見をいただきましてありがとうございました。今後も、引き続き悪い点はぜひ市民のために直して行って、行政改革をさらにしていただきたいと思います。

それから、池野辺友部線については、測量にこれはことし出したのかどうか、ちょっとお伺ひしたい。それと、歩道橋については、そういうことでよろしくお願ひします。

それと、市道1級11号線については、送信所の中の、今、部長が言われました友部病院から大洗友部線の旧道までですが、中間ほどに300メートルぐらいはやってあるんですね。その先と手前が一番危険なことで、大雨が降ると排水が処理し切れなくなると、そういうことがあるので、先の旭町に行くところと矢野下の小規模の団地へ入るような、せめてその十字路のちょっと先のあたりまでは早くやっておかないと、排水で困っているんですよ。とにかくあそこは、大雨が降ると、降るときに見ていただければわかると思うんですが、これは公共下水道をつくる条件ですから、もう何年もたっているわけですよ。これまで放置しておいたというのにはわけがあると思うんですが、ただ、私の聞いた話では、下り坂の矢野下地内両方あるという話は聞きました。しかし、一番困っているのは排水問題で困っているんですよ、あそこら辺。大雨が降ると、送信所の方から物すごく水が流れてくるんですよ、雨水が。それと、道路沿いに流れてくる排水が一度になって、あそこの民家のあたりにも冠水すると。そういったことがあるので、特に矢野下の近くの十字路ちょっと先ぐらいまでは、応急措置排水だけでもお願ひしたいと。

以上です。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、藤枝議員の再度の質問にお答えをしたいと思いを思います。

まず、一つは、友部池野辺線の池野辺地区の測量の状況はということでございます。これにつきましては、今年度、用地測量を現在実施をしているところでございます。今年度用地測量しまして、20年度からは用地買収に入れるのかなと感じております。

先ほど申しましたけれども、この路線につきましては、池野辺地区から友部駅まで抜ける重要な幹線道路ということでございます。さらには、議員もおっしゃいましたように、今まで池野辺地区には、災害の場合は内原消防署からの出動ということでございましたけれども、現在は、水戸に行った関係上笠間から出ているかと思いを思います。そういったことを考えますと、この道路につきましては、池野辺地区にとっても、まず本当に欲しい道路であると考えておりますので、市といたしましては、なるべく早く完成をしたいと考えておりまして、本年度用地測量ということを考えているわけでございます。

それから、もう一つ、1級11号線でございますけれども、これにつきましては、下水道の条件の道路であるということは、私も引き継いでおるわけでございます。

そういった中で、私も現地を見させていただきまして、確かに旭町の十字路あたりは排水がなかなかできない部分であると。友部町自体が平らな土地であるということがあって、排水障害の部分は数多く見られるようでございますけれども、この地域についても排水ができないで困っている地域であるということでございますので、20年度に国庫補助事業でやりたいと。

この事業について、単独でやるにはかなりの経費がかかるということでございます。そういった中で、財源的に何かいいものがないかということで、今年度いろいろ県とも協議した結果、来年度に国庫補助事業の採択が受けられるということでございます。そういう中で、旭町の十字路、それからそのちょっと先までの排水の整備については、21年度工事に着工いたしまして実施してまいりたい、20年度から21年度でやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 5番藤枝 浩君。

5番（藤枝 浩君） 農業委員会の件ですけれども、しつこくは言いませんけれども、ただ、申請書の受け付けぐらいできる程度のことをしてほしいと思うんです。それについては、総合窓口というものを1カ所設けておれば、友部地区も笠間地区の人も大変便利になるんじゃないかと思いを思いますので、総合窓口あたりは人手はそんなに多く置かなくても大丈夫だと思うんですが、その点、今後とも行政改革の中で十分に検討していただきたいと。

以上で終わります。

議長（石崎勝三君） 答えは。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 藤枝 浩君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

2時15分に再開いたします。

午後2時04分休憩

---

午後2時16分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

ちょっと風邪を引いておりますので、お聞き苦しい点がございましてをお許しいただきたいと思っております。

笠間市においては、市民ボランティア活動などの市民活動に対して、市民総合賠償補償保険に加入しておりますので、安心して市民活動ができるものと思っておりました。しかし、今日の笠間市の市民活動を考えましたときに、保険内容は必ずしも足りているものであるか、疑問に感じております。

当市においては、総合計画で、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを推進する基本方針を定めております。行政は、市民に対し、行政と市民は対等な立場で住みよい環境をつくっていくことを呼びかけ、市民活動の推進に積極的に取り組んでおります。市民においては、一人一人の豊かな経験と能力を発揮し、安心できる地域づくりに寄与されております。まちづくりには、市民と行政の連携と協働は欠かすことはできません。

社会の多様化により、行政主導のまちづくりには限界があるかもしれません。今後、さらに市民活動を活発化させるとともに、市民が安心して活動に参加できるよう、現在の補償保険を見直し、より内容の充実した市民活動災害補償制度を導入すべきと思っております。担当部長のお考えを伺います。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 13番萩原議員のご質問にお答え申し上げます。

今、地方分権によりまして地方自治体に求められている役割でございますけれども、市民に最も身近な行政主体として、地域の特色を生かしたまちづくりでございます。これを実践していく中では、市民と行政が目標や課題を共有し、お互いの役割を認識しながら市民協働により行うことが大切であると考えております。

市の総合計画でも、自治協働分野では、市と地域、きずなを大切にしながら元気なまちづくりを目標に、各種施策を展開するとしているところでございます。

ご質問の市のまちづくり活動に市民が安心して積極的に参画して活動してもらうためにも、市民への補償制度を現状より充実すべきとのことでございますけれども、笠間市では、現在、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入してございます。この保険では、市の主催または共催する行事に市民が参加して被害をこうむった場合や住民団体や市民が一定条件により行うボランティア活動の中で被害をこうむった場合、こういう場合には補償の対象とするものでございます。

一定条件でございますが、第1に市から依頼を受けて行うボランティア活動であること、二つ目に住民団体の活動の場合はその団体の管理下で行われるもの、個人の場合には市の管理下で行われるものでございます。

補償内容でございますけれども、死亡が500万円、入院は、日数に応じてでございますが、2万円から30万円、通院日数に応じまして5,000円から12万円となっております。

なお、この保険に対する保険料として、19年度、笠間市は166万円ほど支出をしているところでございます。

以上が市の補償制度でございますけれども、よりよい制度がございますれば、検討をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

部長の答弁の中から、今入っている制度で、内容的なものなんですけれども、市から依頼されたものに入っているということなんです。市民活動が市から依頼されたものに入っているということですね。

私が今回お願いしている市民活動災害補償制度というのは、市から依頼されない場合でもということなんです。

なぜかという、それは登録されていない方でももちろんそうなんですけれども、市民全員掛けられて、何人かの方々が、自分の周りに草が出たのでちょっと道路で交通の妨げになるような草取りをした場合に、それを周りの方がみんなのために市のためにやったんだよということを認めてくれれば、それも適用になるということなんです。

あと大きな違いは、旧笠間地区の場合なんですけれども、佐白山清掃というのがありました。そのときは、佐白山の中で佐白山の城跡のところでの清掃のときの補償はされるけれども、その往復はされていないんですね。でも、今回私が言っている市民活動災害補償制度というのは、その往復もその補償の対象になるということなんです。

私、ホームページで笠間市を出してみましたところ、この制度に対する案内というのが出ていませんでした。その後なんですけれども、9月の末ごろに新聞に取り上げられて、ボランティア保険の導入ということで、県内いろいろな自治体が見直されて、この災害補償制度というのはすごくいいということで、それを導入したというような報道がされまし

たので、私も、やはり今のままの制度では、市民に対して数多く市民活動を呼びかけて協働でやっていきたいと思いますと言っているながら、ちょっと内容的にお粗末ではないかなという思いで、今回一般質問をさせていただいたわけです。

金額的には、現在160万円ほどの費用だそうですがけれども、1人20円の8万の人口で掛けているのかと思いますけれども、この新しい制度というのも、やはり1人20円という感じなんですね。ですから、予算的に同じような金額なんです。

でも、この活動災害補償制度がすべて網羅しているわけではありませんので、現在入っております市民総合賠償保険制度の方にもやはりいい点はありますので、ぜひ見比べていただいて、私は、笠間市としては、総合計画の中でも市民と行政の連携と協働ということで市民に呼びかけているんですから、この2本立ての保険に入っていることによって、より一層市民の方への協力ができるのではないかなと思って入っておりますので、その点につきまして市民活動課の方ではどのような受けとめをされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 萩原議員の再度のご質問にお答えいたします。

市民総合賠償保険を見直し、市民活動災害補償制度を導入すべきかのご質問でございますが、県内の自治体には、全国市長会の市民総合賠償補償保険に上乘せ、またはこの保険とは別に民間の市民活動の賠償補償保険に加入している自治体がございます。民間の賠償補償保険では、構成員が5名以上の団体による活動が対象となり、参加者の過失により第三者に与えた損害賠償や市民活動中の参加者が事故に遭った場合の傷害補償、また市民活動に参加する場合の往復経路での事故も補償の対象にしております。

牛久市では、ことし4月から、この全国市長会の保険から民間の市民活動災害補償保険に切りかえました。ことしの保険加入金は172万円でしたが、補償内容に子供会活動などの子供のけがの補償などを含めた結果、補償件数が大変多くなったことから、平成20年度の保険加入金はことしの約3倍の590万円を予定しているとのことで、再度検討することでした。

また、鹿嶋市でも、ことしの10月から、全国市長会の保険に上乘せする形で民間の市民活動保険制度をスタートさせましたが、全国市長会の保険加入金に加えて民間の保険加入金180万円を支払っております。

市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう補償制度は充実させなくてはなりません。市内で活動する団体等の保険加入状況を把握し、対象となる補償内容を十分に検討した上で、保険の上乗せや切りかえを行っていく必要があると考えております。

市では、今後、笠間市における協働の定義づけや市民活動、地域コミュニティ活動を促進するための指針づくりを行っていく予定です。その中で、市民活動における市の支援のあり方を十分議論し、市民活動における賠償補償制度についても調査検討を行い、現在

加入の全国市長会の市民総合賠償補償保険の見直しを行っていく考えであります。

以上です。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。ぜひ、今のご答弁のように見直していただきたいなと思っております。

きょうの新聞に、生活や災害情報メール一斉配信ということで、笠間市が本当に市民に優しいホームページをつくり出すんじゃないかなと思っておりますので、ぜひこういった補償内容も、市民が安心して市民活動に参加できるようにホームページの中に取り入れていただきたいなと思っております。

できれば来年の4月ごろからこの保険を導入できるよう、早期解決していただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす13日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 中 澤 猛